

## 騒音規制法により規制している工場又は事業場の特定施設

### 1. 金属加工機械

- イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
- ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーミングマシン
- リ プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
- ヌ タンブラー
- ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

### 2. 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

### 3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

### 4. 織機（原動機を用いるものに限る。）

### 5. 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）
- ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）

### 6. 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

### 7. 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
- ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
- ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

### 8. 抄紙機

### 9. 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

### 10. 合成樹脂用射出成形機

### 11. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

**騒音規制法による規制基準（特定工場等の敷地境界線上における許容限度）**

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準（単位デシベル）		
	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	朝夕（午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）
第 1 種区域	45	40	40
第 2 種区域	55	45	40
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	65	63

第 1 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域及び工業専用地域（当該工業専用区域の境界線から当該工業専門地域内に 50 メートルの範囲内の区域に限る。）

（ 1 ）第 1 種区域又は第 2 種区域に接する第 4 種区域の当該する境界線から当該第 4 種区域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表の第 4 種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては 65 デシベル、朝夕にあっては 60 デシベル、夜間にあっては 55 デシベルとする。

（ 2 ）第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第 2 種区域の夜間の基準を除く。）から 5 デシベルを減じた値とする。